

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌【秋冬号】

VOL.19

2016

特集

「多文化共生と人権」



日本語で意見発表 前橋市国際交流協会「外国人による日本語文化祭」

目次

巻頭言

「外国人」への人権感覚を育むために
群馬大学 大学教育・学生支援機構
教授 結城 恵 2・3

行政の取り組み
外国人住民を災害から守る 4

行政の取り組み
LGBT ってなんだろう? 5

寄稿文

女性の力でいきいきぐんま
県産農産物のブランド化を考える女子会
代表 竹下 裕理 6

トピックス

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました 7

インフォメーション

人権啓発フェスティバル in ぐんま
スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動
あとがき 8

巻頭言



「外国人」への人権感覚を育むために ～無意識にもつ「前提」を問い直す～

群馬大学 大学教育・学生支援機構 教授 結城 恵

日本における在留外国人数は約223万人(法務省 平成27年末)。人手不足が深刻化する介護や建設などの分野でも外国人労働者を受け入れる法整備が進み、今後はその数がさらに増加すると予測されています。「外国人」の人権を、日常生活において考えていかななくてはならない時代が到来しています。

群馬県では、『群馬県人権教育充実指針』が策定されています。重要課題として「外国籍の人たち」が位置づけられ、その具体的な取組が模索されています。今後ともその充実が図られることを願い、本稿では、「外国人」の人権を考える視点を提示したいと思います。

私たちに、「外国」あるいは「外国人」に対して無意識に、ある前提を置く傾向があると思います。

それは大きく2つあり、ひとつは、「日本」対「外国」という図式で日本を意味づける前提、もうひとつは、「外国人」は苦勞している・助けてあげなくてはならない存在だと考える前提です。

まず、「日本」対「外国」という図式で問題を意味づける前提について考えてみましょう。私たちは、「日本」を語るときに、「海外では・・・」という語り口で「日本」は特別であるという表現を用いることがあります。この「語り口」がひとたび気になりはじめると、テレビのコメンテーターの発言や著名人の講演会、一般の日常の会話の中でも、この語り口は不思議なほど多用されていることに気づかされます。

なぜ、私たちはそのような「語り口」になるのでしょうか？日本が海に囲まれた国だからなのかもしれません。中根千枝氏が指摘したように、日本の社会には、「ウチ」と「ソト」との関係性を意識し、「場」におけるふるまいや言葉づかいを調整する仕組みが存在するからなのかもしれません。

しかし、一方の「海外」の人たちは、自分たちが一括りにされることに違和感を持つと言います。Foreigners(ガイジン)と呼ばれた途端、日本人との距離が遠くなり、自分を認めてもらっていないという感覚を持ってしまう、という困惑を耳にしたことがあります。「海外」の人たちの国や言語、考え方・感じ方は多様です。日常生活のなかで「海外」の人の中にある多様性に目を向けることも、「人類社会の全ての構成員の固有の尊厳」(世界人権宣言)につなぐのに必要な実践だと思います。

次に、「外国人」は苦勞している・助けてあげなくてはならない存在だと考える前提について考えてみましょう。確かに、「外国人」の多くは、言葉・文化・制度の壁を抱えており、その壁を乗り越える支援が必要となります。多文化共生の実践として、教育・医療・社会福祉等多様な領域で、多言語サービスや相談・支援事業が生まれました。私自身もこうした実践に約20年近く関わってきましたが、ある違和感を持つようになりました。実践には、奉仕やおもてなしの精神があります。その献身的な「善」であるはずの活動のどこかに、日本人のやり方を絶対的だと考える「一方的な上から目線」を垣間見て、違和感を持ったのです。

この違和感は、本学が開催している地域日本語教室の実践現場で持ちました。この教室では、社会福祉士やファイナンシャルプランナーの指導を仰ぎながら、高齢期にむけた備えを「わかりやすい日本語」で伝える実践を重ねていました。しかし、いくらわかりやすい日本語で伝えても、「勉強になった」という感想は得られても、「主体的にやってみよう」という

実践にはつながりませんでした。ある時、学習者のひとりが介護施設で働いている友人を連れてきてくれ、外国人の視点で日本の介護がどのように見え、どのような工夫をしてきたのかという経験談をうかがう機会を得ました。その時から、教室にいるひとりひとりが自分の経験を母語や日本語で伝えはじめ、一緒になって介護の悩みに耳を傾け、知恵を出し合う関係が生まれました。日本人のやり方を絶対的だと無意識のうちに考える「一方的な上から目線」の存在から自由になることで、より深い、共生の学びの面白さを知ることができたのです。

地域で働き生活する人たちの価値や行動様式が多様化するこれからの時代には、日常生活での相互理解・相互尊重の歩みが不可欠となるでしょう。生まれ育った文化や社会が異なる人々のもつ知識や経験や考え方に耳を傾けながら、知恵を出し合い、よりよい労働・生活・学習空間を作っていくことが、結果として人権感覚を育むことになるのではないのでしょうか。



群馬大学主催「ハタラクラスぐんま」日本語教室

定住外国人の皆さんが、ぐんまで安心して高齢期をむかえられるようにするための日本語教室として平成25年度にスタート。現在では、高齢期の備えについて考えることをきっかけに、国籍や年齢が異なる人々が、相互理解・相互尊重しながら共に生きる知恵を絞る場に発展している。

(写真左) 地域防災について地図を使って基本情報を確認し、安全に避難する方法について知恵を出し合う。
(写真右) 生まれ育った文化や社会が異なるもの同士が、知恵を出して協力し合うワークも多く組み込んでいる。

表紙について

7月10日、群馬会館を会場に前橋市国際交流協会が主催する「外国人による日本語文化祭」が開催されました。県内に居住する外国人が、日頃の日本語習得の成果をもとに、日本での体験や生活・文化等についての意見や感想などを日本語で発表しました。参加者それぞれの素晴らしい発表に対して主催者から講評が述べられ、発表者全員が表彰されました。

外国人住民を災害から守る

～災害時通訳ボランティア養成講座と多文化共生防災訓練を実施～

大規模な災害が心配される中、地域に住んでいる外国人住民への情報提供、支援体制づくりが課題となっています。そこで、市民の方々を対象に災害時に外国人住民をサポートできる人材の養成講座と外国人住民に災害時における対応を理解してもらうための訓練を実施しました。

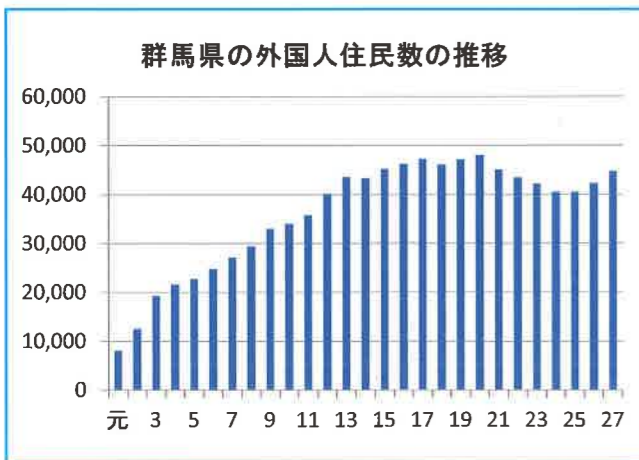
災害時通訳ボランティア養成講座



講師から基礎的な理解を深める講義を受ける受講者のみなさん

群馬県は、災害時の外国人支援の現状や課題を理解し、通訳ボランティアとして災害時多言語支援センター等で支援活動ができる人材育成を目的に、災害時通訳ボランティア養成講座を実施しています。

養成講座では、専門の講師から基礎的な知識等を学んだり、また、実際の災害を想定した実施訓練を行ったりして、どこで、どんな支援が必要となるかを想定し、その対応方法を検討するなど、災害時の通訳ボランティアの役割をより具体的に理解しました。



群馬県の外国人住民数の推移(平成元年～27年)

多文化共生防災訓練

大地震等の大規模災害発生時に、県内の外国人住民が安心して避難するための情報提供や支援体制の整備が必要です。

その取組の1つとして、外国人住民を交えて防災訓練を実施しました。

実施に際してNPO法人日本防災士会群馬支部の皆さんの協力を得て、非常食体験、避難生活グッズや簡易救急用具の作成と救助体験等を行いました。

非常食体験の様子。実際に配布される食料や飲み物を配布し、試食しました。防災士による非常用炊き込みご飯の実演も行われました。



ひもを使った担架で、交代しながら運びました。この他、紙スリッパ、簡易トイレ、かまどなどの作製も行いました。

また、訓練には災害時通訳ボランティア養成講座の受講生が参加し、通訳ボランティアの実地訓練を行いました。外国人住民の被災者役の人たちが母語で訴える症状や支援要求を、通訳ボランティアは正しく聞き出し、日本語に訳します。災害時の通訳には、専門用語等が含まれるため、訓練の必要性を実感しました。

※次回は、平成29年2月に実施予定

被災者役の外国人住民から、ケガの様子を聞き取る通訳ボランティア。外国人住民は母語だけを使い訓練しました。



LGBTってなんだろう？

～性的少数者について理解を深め、すべての人の人権を尊重する社会をめざす～

LGBTをはじめとする性的少数者が、偏見や差別を受けず、自分らしく安心して生きることのできる社会の構築が必要です。そのためには、性的少数者について正しく理解することが大切です。

講演会を開催



県は、NPO法人 ReBit の薬師実芳さんを講師に迎え、「LGBT講演会」を開催しました。

薬師さんは、自身の経験を交えながら「LGBTってなんだろう？」と題して、性的少数者についての基礎的な理解や、具体的な課題、社会や行政等に期待することなどを話しました。

講演では、LGBTは約13人に1人いるとの調査も紹介され、しかし適切な情報や支援が不足している現状では、LGBTの子は自尊心が持てず、特に第二次性徴期に自殺を考える人の割合が非常に



講演会にはたくさんの人が参加し熱心に傾聴しました

LGBTとは…？

- L レズビアン(女性同性愛者)
女性として女性が好きな場合
- G ゲイ(男性同性愛者)
男性として男性が好きな場合
- B バイセクシュアル(両性愛者)
男性、女性どちらも恋愛対象となる場合
- T トランスジェンダー
からだの性とこころの性が一致しない場合

この4つの頭文字を取ってLGBTと呼ぶ。性的少数者を指す言葉として使われる場合もある。

※性同一性障害は一定の基準を満たしたトランスジェンダーに対する医学的な診断名として使用される。(ReBit 出張授業レジュメより引用)

高いことなどが説明されました。

また、日常生活の中では、自認する性別のトイレや施設が使えないこと、行政や福祉で法的な保障が受けられないことがあることなど、性的少数者が抱える問題点を自己の体験を交えながら話されました。

意見交換会を開催

講演会後に、薬師さんと県内の性的少数者支援団体「ハレルワ」の皆さん、県や市町村の行政担当者による性的少数者に関する意見交換会を開催しました。



議題の「行政上想定される課題と取組」では、ハレルワからは次のような意見が出されました。

- ・性的少数者の人たちが利用できる相談窓口がほしい。
 - ・自殺を考える人をなくすには、LGBTについて理解し、認めてくれることがなにより大切だと思う。
 - ・選挙の投票所での性別確認や役所の申請書の性別記載欄をなくす等の努力をしてほしい。
- 性的少数者に関する課題について、各担当者が検討していくとともに、一般県民向けの啓発資料を作成し、理解を深めていけるよう計画しています。
- また、今後も意見交換会を開催して、さらに具体的な対応を進めていく予定です。

ReBit (リビット)

LGBTの子どももありのままでオトナになれる社会の実現をめざすNPO法人。これまでに行政や自治会、企業、教育現場等で350回以上、LGBTに関する研修を展開している。

団体ホームページ
<http://rebitlgbt.org>

ハレルワ

性的少数者が生きやすい社会を作ろうと、2015年6月に発足した群馬県を拠点に活動するボランティア団体。毎月第4日曜日に交流会「ハレルワの輪」を開催している。

その他、講演会の開催や悩み相談等をおこなっている。

団体ホームページ
<http://hareruwa.web.fc2.com/>

女性の力でいきいきぐんま

～ぐんまブランドを推進する「ひめラボ」の活動紹介～

県産農産物のブランド化を考える女子会 代表 竹下 裕理



《女子会の発足》

2014年、「ひめラボ」の愛称のもと「ぐんまの食でおいしく楽しく美しく」をコンセプトに掲げ、女性の感性や発信力で群馬県農畜産物をアピールしようとブランド化研究会「女子会」として活動を始めました。女性目線でおしゃれに群馬の食材の魅力を発信しています。



《主な活動実績の紹介》

企業とのコラボ商品開発

株式会社セブンイレブン・ジャパンと連携し、期間限定で『ココアパンのやよいひめサンド』を商品化しました。ひめラボぐんまちゃんシール付きのやよいひめサンドイッチが商品化され、県産いちご「やよいひめ」をアピールし、好評のうちに終了しました。

この他、ぐんま名月こんにやくゼリー(みなかみ農村公園公社連携)、3種のジェラート(アイス工房「じえら21」連携)、オールぐんまのドライベジフル(群馬県農業技術センターほか)などの商品開発を行っています。



* ひめラボとは 2014年に群馬県は、県産農畜産物の販売戦略、イメージアップ戦略の検討や情報発信といった取り組みに、女性ならではの発想を活かしていくため、生産から流通、消費といった各分野で県農業に積極的に携わる多彩な顔ぶれの女性に参画いただき、県産農畜産物のブランド化を図るために結成された女子会です。今年で3年目を迎え、さらに充実した活動を展開しています。

代表の竹下裕理さんは、日本野菜ソムリエ協会認定のシニア野菜ソムリエの資格を有し、多角的な視点から会の運営・発展に尽力されているほか、フリーアナウンサーとして活動するなど、各方面で活躍されています。

ひめラボバスツアー開催による群馬県農畜産物のPR

ひめラボ企画・(公財)群馬県観光物産国際協会主催の女性限定バスツアーを実施しました。

群馬の希少な農畜産物にふれて頂いたり、ひめラボ特別ランチメニューを堪能して頂いたり群馬の魅力満喫して頂きました。2017年3月に3回目を開催予定しています。

メディアやイベントでの農畜産物PR活動

- ①群馬県広報紙「グラフぐんま」(上毛新聞社)
ひめラボ旬食キッチンコーナーにて、旬の農畜産物の良さを活かしたレシピを掲載。
- ②群馬テレビ「ニュースeye8」内のコーナー「スタイルeye」にて、美と健康をテーマに県産農畜産物をPR。
- ③群馬県のHP内「ぐんまアグリネット」にて、群馬の食や自然、文化など旬な情報を発信中。

《今後の活動について》

引き続き、群馬の農畜産物のブランド力向上に貢献できるような活動を行います。そして2020年に東京五輪・パラリンピックが開催されれば、関東に多くの方が訪れます。その機会を最大限に活かし、さらなる農畜産物のブランド化を推進する活動を行っていきたく考えています。



企業の担当者と交えて商品開発について熱心に検討する女子会の皆さん

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました

～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(別称:ヘイトスピーチ対策法、ヘイトスピーチ解消法など)～

デモや街頭演説、インターネット等で、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして大きな社会問題となっています。

ヘイトスピーチとは、人種、民族、国籍などの属性に基づき、侮蔑や中傷、煽動、脅迫など行うものであり、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つける不当な差別的言動です。

ヘイトスピーチの解消に向けた対策法が平成28年6月3日に施行されました。

今回はこの法律の全文及び概要を掲載しました。

一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現をめざすためには、ヘイトスピーチ等の差別的言動を許さない心を、私たちが強く願い持つことが大切です。



(左は啓発ポスター:法務省人権擁護局のリーフレットより引用)

法律の概要

- 1 法制定の目的
 - ・差別的言動の解消に向けて基本理念を定め国等の責務を明らかにし基本的施策を推進する。
- 2 対象となる人「本邦外出身者」とは
 - ・日本国外にある国もしくは地域の出身者やその子孫で、日本国内に適法に居住している者
- 3 差別的言動とは
 - ・差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する
- 4 責務
 - ・国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならない。国や地方公共団体は、相談体制の整備、差別解消の教育や啓発などの施策を実施する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(全文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

■ 人権啓発フェスティバル in ぐんま

平成28年12月11日(日) 13:00~17:00 群馬会館

- ・人権啓発展示コーナー・作品展示
- ・人権映画「クラッチヒッターみなみ」特別先行上映会とトーク
- ・セクシュアルマイノリティ支援団体「ハレルワ」によるトーク
- ・県立太田女子高等学校演劇部による人権演劇「花柄マリー」上演

〈問い合わせ先〉

群馬県人権男女・多文化共生課

電話 027-226-2906

FAX 027-220-4424

■ スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

～プロ野球やサッカーで人権宣言～

プロ野球BCリーグ群馬ダイヤモンドペガサスと、サッカー J2ザスパクサツ群馬と連携して、人権啓発活動を行っています。今年は6月26日にサッカーの試合を、7月31日に野球の試合を人権啓発スペシャルマッチとして開催し、人権尊重を呼びかけました。



試合の合間に少年野球チーム「敷島アトラス」の選手が、球場の観客に向かって元気よく人権宣言をしました。



試合前にプロの選手とハイタッチをして交流を深める少年野球の選手たち

入場口では、人権擁護委員の皆さんがぐんまちゃんや人権マスコットのまもるくんとあゆみちゃんとともに啓発物品を配布し、人権尊重を呼びかけました。



J2ザスパクサツ群馬の選手が電光掲示板から人権尊重やいじめ防止などを宣言しました。

あとがき

今回は特集として「多文化共生と人権」を取り上げました。群馬県は在住する外国人住民の割合が高い県の1つです。外国の人と共生するためには、お互いにその国の文化を理解し合うことが欠かせないことだと思います。理解し合うことで自然な交流が生まれ共生社会が広がるものと考えます。(ま)

絆 きずな
[Gunma]

ぐんま人権情報誌【秋冬号】

VOL.19
2016

●発行/群馬県人権男女・多文化共生課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424